

(仮称) 北九州市特別支援教育推進プラン (案)

北九州市教育委員会

(仮称) 北九州市特別支援教育推進プラン (案)

目 次

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向 . . . 1
2. 北九州市におけるこれまでの取組
(障害者福祉、子育て支援及び教育分野) . . . 2

第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題 . . . 6
2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け . . . 8
3. 外部有識者等からの意見
(「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」) . . . 9

第3章 「(仮称) 北九州市特別支援教育推進プラン」の策定 . . . 11

1. プランの趣旨及び位置付け
2. プランの期間
3. プランの方向性
4. 「5つの視点」

第4章 「5つの視点」別の特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 . . . 14
(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの配慮・工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実

2. 相談支援体制の整備（保護者支援の在り方等）	・・・ 21
① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実	
② 相談窓口等を分かりやすく周知	
③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進	
3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（教員養成の在り方等）	・・・ 26
① 教職員の指導力及び専門性の向上	
② 「OJT」による専門性の継承	
③ 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーターの養成研修	
④ 外部人材等の配置・活用	
4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）	・・・ 30
① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもへの情報提供）	
② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介	
③ 「交流及び共同学習」の推進	
④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど	
5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）	・・・ 34
① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備	
② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応	

● 資料集 ●

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向

(1) 教育基本法及び学校教育法の改正

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との条文が新たに規定されました。

その後、平成19年に学校教育法が一部改正され、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育」から、全ての幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換がなされました。

(2) 障害者の権利に関する条約の批准

同年9月、我が国は「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」、また個人に必要な「合理的配慮」(Reasonable Accommodation)の提供や障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に署名し、平成26年1月に同条約を批准しました。

批准に至るまでの間、政府の障害者制度改革の動きとして、障害者施策を推進するための様々な国内法整備が進められてきたところです。

【参考】

- ・障害者基本法の一部改正(障害者権利条約の趣旨等を踏まえた改正)
- ・学校教育法施行令の一部改正(就学先決定の仕組みに係る改正)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の制定
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 など

(3) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 報告

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「中教審報告」という。)が出されています。

この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などの提

言がなされました。

具体的には、就学相談・就学先決定の在り方の検討、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、そして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の一層の充実が求められています。

(4) 障害者差別解消法の施行

平成 25 年に制定された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的としています。障害者基本法第 4 条には、障害を理由として差別することの禁止や、社会的障壁の除去に当たって必要かつ合理的な配慮を行うことなどが規定されていますが、このような障害者差別の禁止の基本原則を具体的に実現するための法律が障害者差別解消法であり、平成 28 年 4 月に施行されました。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと、そして、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることとあります。

以上の趣旨も十分に踏まえた上で、本市の特別支援教育の一層の推進を図っていくことが必要です。

2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)

こうした国内外の動向と併せて、北九州市においても、障害者福祉の充実や特別支援教育の推進を図ってきました。

(1) 保健福祉局の取組

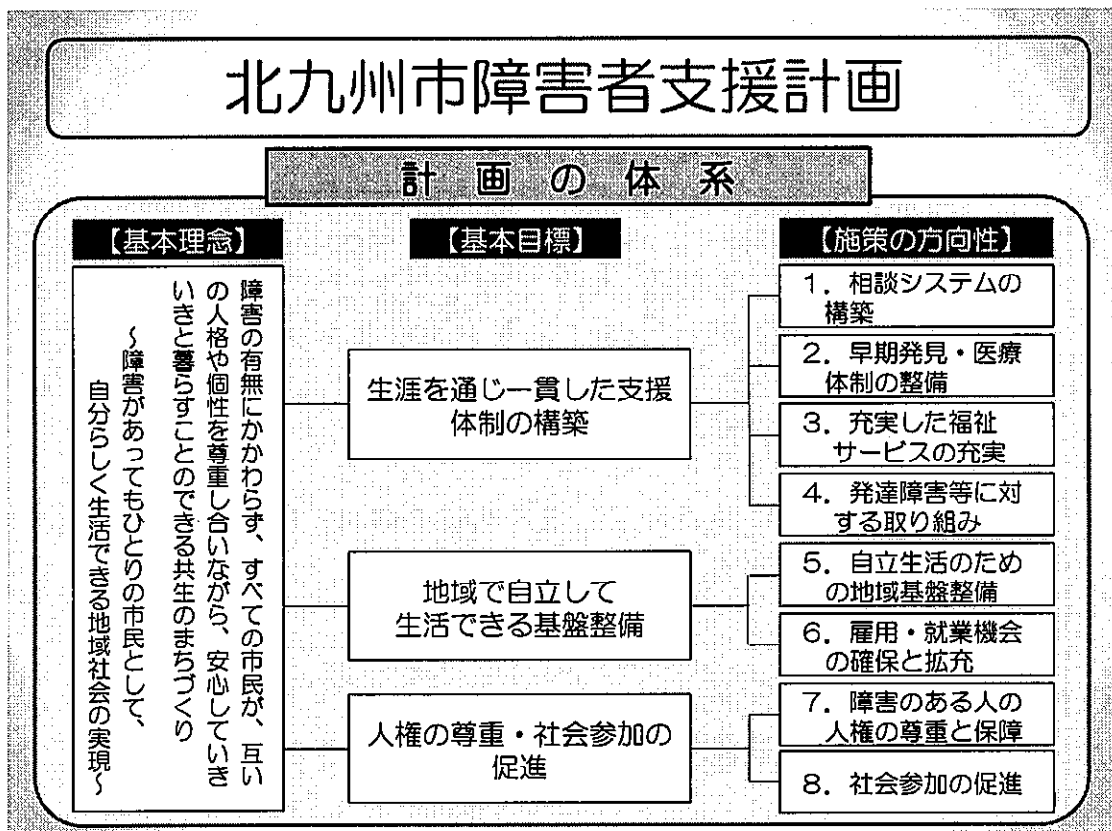
障害者施策に係る近年の市政運営上の動きとしては、障害者基本法に基づき、平成 18 年に障害福祉分野の新たな基本計画「北九州市障害者支援計画」(平成 18～22 年度)が策定されました。平成 19 年 11 月には、同計画に障害者自立支援法の趣旨を反映させた「北九州市障害者支援計画実施計画」(平成 19～22 年度)も策定されています。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定といった国の法整備の動きを受けて、平成 24 年 2 月には、「北九州市障害者支援計画」(平成 24 年度～平成 29 年度)が策定されました。「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと

暮らしを共にできる共生のまちづくり」を基本理念とし、生涯を通じ一貫した支援体制の構築、地域で自立して生活できる基盤整備、そして人権の尊重・社会参加の促進の3つを基本目標に設定して、相談支援体制の整備、地域生活の支援、就労支援など幅広い施策を推進しています。計画の中間年にあたる平成27年3月には、後期の成果目標や新規・拡充施策を盛り込んだ「第4期障害福祉計画・障害者計画【拡充版】」が策定されています。

また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受けて、相談体制の整備や普及啓発など、障害を理由とした差別の解消に向けた取組が進められています。

【「北九州市障害者支援計画」の全体概要】



(2) 子ども家庭局の取組

子ども・子育ての分野については、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。また、平成24年8月には子ども・子育て支援法が制定され、さらに、平成26年4月には次世代育成支援対策推進法（平成37年3月31日までの時限立法）が改正されました。

これらを踏まえ、「新新子どもプラン【平成17～21年度】」「元気発進！子どもプラン【平成22～26年度】」に次いで、平成26年11月に「元気発進！子どもプラン（第2次計画）【平成27～31年度】」を策定しました。

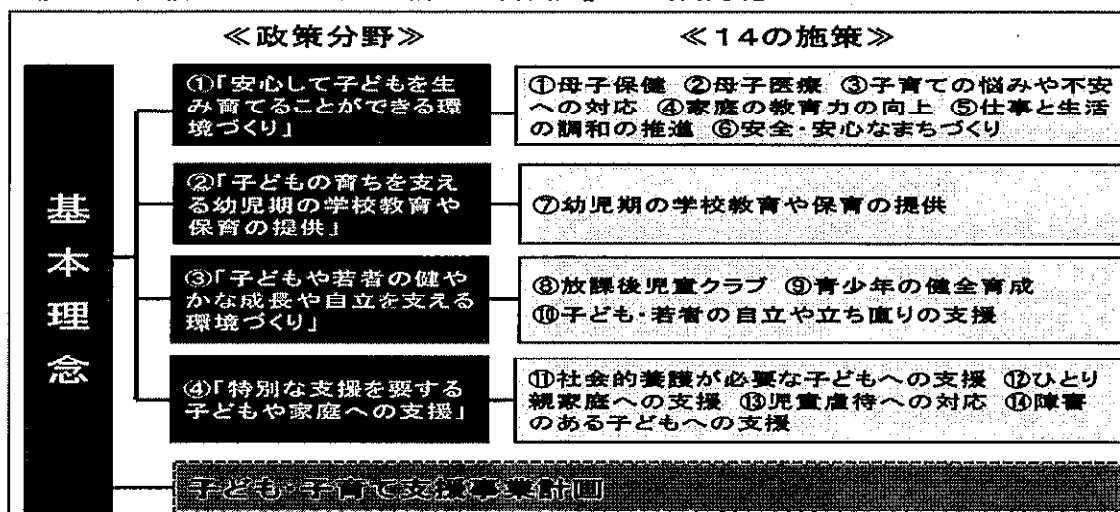
この計画は、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」と、母

性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等のための「次世代育成行動計画」を包含したものとなっています。

また、この計画は、子どもの成長と子育てを地域で支え合うまちづくりを基本理念に、4つの政策と14の施策で構成しています。

このうち、「障害のある子どもへの支援」では、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりを施策の方向性に設定し、保育所等から小学校等入学時の情報伝達の強化や放課後対策の充実、また重度の障害のある子どもや発達障害のある子どもへの支援の充実などを推進しています。

【「元気発信！子どもプラン（第2次計画）」の全体概要】



(3) 教育委員会の取組

教育の分野では、前述の改正教育基本法に基づき、政府に対して教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、この教育振興基本計画を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されました。

この教育基本法の改正以前から、本市においては、教育行政の指針として「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（平成18年度～22年度）を策定し、子どもから高齢者まで、全ての市民が生き生きと学び、健やかで豊かな生活を送ることができるようにすることを目的とした施策を展開してきました。

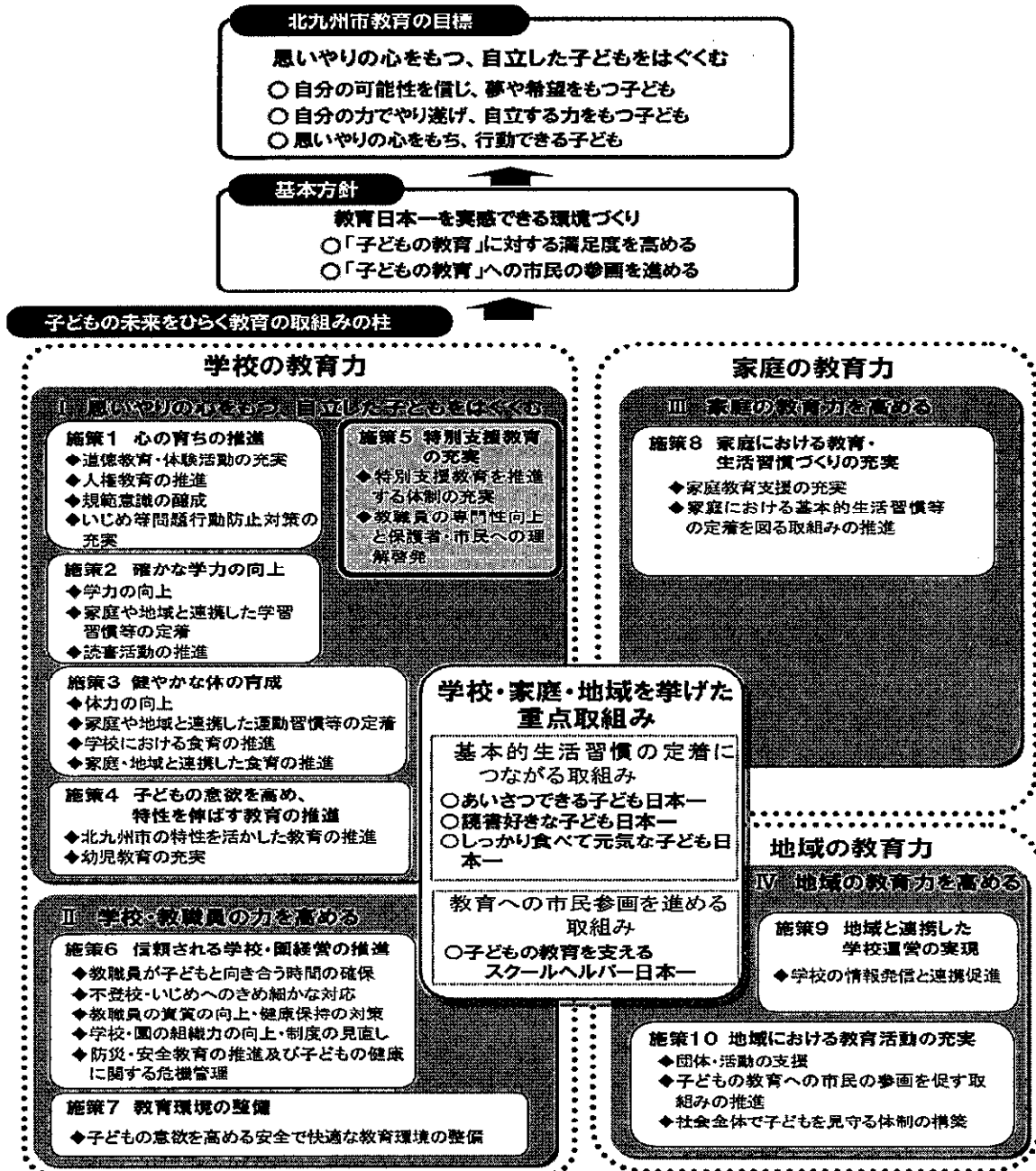
平成21年11月には、前述の「教育振興基本計画」を踏まえた「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）が策定され、教育日本一を実感できる環境づくりを基本方針とした取組が進められているところ（第1期：平成21年度～平成25年度、第2期：平成26年度～平成30年度）。

教育プランにおいては、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」という北九州市の教育目標に向けて、10の施策が示されています。

そのうち、特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実、教

職員の専門性の向上及び保護者・市民への理解啓発が課題として提起されており、関連施策を通じてその推進を図ってきたところです。

【「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の全体概要】



第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題

北九州市内の学校・園等においても、特別な教育的支援が必要と思われる幼児児童生徒の数や就学相談等の件数が増加の一途をたどっています。また、特別支援教育に係る国内外の動向を踏まえて、本市においても特別支援教育に対する意識が一層高まり、よりきめ細かな支援の充実が期待されています。

将来、教育的ニーズのある子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくためには、一人一人の教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を通じて、様々なライフ・スキルを習得していくことが必要です。必要な指導・支援のタイミングを逃すことなく、適切かつ効果的な支援につなげるための校内支援体制の整備が喫緊の課題となっています。

(1) 就学前期の課題

教育的ニーズのある子どもへの支援に当たっては、周産期からのサポート体制や養育に不安を感じる保護者等に寄り添って支えていくための仕組みづくりが必要です。

幼稚園や保育所等ができるだけ多くの情報（保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等）を小学校につなぎ、小学校がその情報を適切に活用するなど、子ども一人一人の特性に応じた指導・支援が切れ目なく続いていくように引き継いでいくことも重要です。

また、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に過ごすことにより、乳幼児期の段階から障害者理解と相互理解の促進を図っていくことも大切です。

これらの課題に対応していくためには、専門機関や関係局等との連携が欠かせないことから、引き続き連携の強化に努めるとともに、施策の充実につなげていくことが求められます。

(2) 特別支援学校の課題

特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴う過密化・狭隘化の解消、障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備面での課題もあります。

東部地域における特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の増加、病弱特別支援学校における障害や病状（疾患）等の質の変化への対応などに対しては、平成28年度に知的障害及び病弱（心身症等）を対象とした門司総合特別支援学校や、肢体不自由及び病弱（慢性疾患等）を対象とした小倉総合特別支援学校が開校したことを受けて、一定の改善に向けて動き始めたところです。

今後は、西部地域の特別支援学校の再編整備や、増加する軽度知的障害の生徒の高等部受入れに向けた対応などについても検討していく必要があると考えています。

(3) 小・中学校での課題

また、小・中学校においては、特別支援学級の設置数の増加や通級指導教室の設置等に伴い、教育的ニーズのある児童生徒の数が増えています。そのため、小・中学校の教職員の専門性の向上に更に力を入れていく必要があることに加えて、教職員だけで対応することが難しいケースもあることから、学習支援員や介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用についても引き続き充実させていく必要があると考えています*。保護者、教職員及び市民の障害者理解の促進と並行して、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進するための「交流及び共同学習」についても、更なる推進を図っていくことが必要です。

* 中央教育審議会が平成27年12月に出した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討すると記載されています。

【特別支援教育の必要な児童生徒数（平成27年度 義務教育段階）】

特別支援学校	全国	H15年度比1.4倍
視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由	0.69%	児童数 409人 (0.84%) 生徒数 251人 (1.04%) 計 660人 (0.91%)
小学校・中学校	全国	H15年度比4.1倍
特別支援学級 視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害 聴覚障害 病弱・身体虚弱 知的障害 言語障害	2.00%	児童数 992人 (2.05%) 生徒数 470人 (1.95%) 計 1,462人 (2.01%)
通常の学級	全国	
通級による指導 視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害 聴覚障害 病弱・身体虚弱 言語障害 学習障害(LD) 注意欠陥多動性障害(ADHD)	0.89%	児童数 280人 (0.58%) 生徒数 75人 (0.31%) 計 355人 (0.49%)
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒 (6.5%程度)※平成24年に文部科学省が行った調査の結果		児童数 2,781人 (5.94%) 生徒数 1,445人 (6.20%) 計 4,226人 (6.03%)

市立学校における特別な支援が必要な児童生徒数（推計数）

(参考) 市立学校在籍者数推移（義務教育段階）

	平成15年度	平成27年度
児童数	53,271人	48,496人
生徒数	26,081人	24,109人
計	79,352人	72,605人

※平成27年度の在籍者数は、平成15年度比0.9倍

2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正施行されたことを受けて、市長と教育委員会が意思疎通を図るための「総合教育会議」が開かれ、平成27年11月に市長が本市の教育に関する「北九州市教育大綱」を策定しました。

この大綱では、市全体で子どもの教育を支える「4つの柱」が示されており、そのうちの 하나가「特別な配慮を必要とする子どもの支援」です。この中に「障害のある子どもへの支援」が項立てされ、本市の教育行政における優先課題の一つとして位置付けられました。

北九州市教育大綱

～ 子どもたちのシビックプライドの醸成 ～

I 「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の推進

北九州市教育の目標
「思いやりの心をもつ、自立した子どもをほぐくむ」

- ◎自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども
- ◎自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども
- ◎思いやりの心もち、行動できる子ども

子どもの未来をひらく教育を支える力
学校、家庭、地域それぞれがもつ教育力を発揮し、連携して子どもの教育を推進

II 市全体で子どもの教育を支える4つの柱

1. 本市が誇る文化芸術-スポーツ、歴史などの特性を活かした教育の推進
 - 本市ゆかりの先人や伝統文化など、地域の誇りとする文化を継承する取組みの推進
 - 音楽や美術など文化芸術、スポーツに触れる機会の充実
 - 将来の文化芸術、スポーツを担う人材の育成
 - 環境未来都市としての独自性を活かした環境教育
 - 地元企業などと連携・協力したキャリア教育
2. 市民協ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進
 - 学校、家庭、地域の異なる連携の推進
 - 小学校応援団など企業と連携した取組みの推進
 - 家庭、地域や関係機関等と連携した防災・安全に係る取組みの推進
 - 地域での子どもの居場所づくり
3. 特別な配慮を必要とする子どもの支援
 - 障害のある子どもへの支援
 - いじめ、不登校等へのきめ細やかな対応
 - 子どもの貧困対策
4. 少子・高齢化社会を踏まえた公共施設マネジメント
 - 行財政改革大綱を踏まえた公共施設マネジメント

平成27年11月18日

北九州市長 北橋 健治

【「北九州市教育大綱」(解説)より(抜粋)】

- 特別支援教育を必要とする子どもたちに対しては、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を整備することが大切です。特別支援教育を必要とする子どもが増加していることなどから、一人一人に着目した指導・支援体制を実現していくため、教育環境の整備や相談支援体制の強化、教員の専門性の向上、外部人材等の活用、そして医療・保健・福祉等の関係機関と連携した支援などの更なる充実が必要です。また、市民の障害者理解の促進を図ります。
- また、障害のある子どもたちの将来の自立や社会参加に向けた就労支援も推進していく必要があります。地元企業等の協力も得ながら、子どもたちの新たな就労先や職域の開拓に向けた取組を更に推進し、より多くの生徒の一般就労につながるよう支援していきます。

3. 外部有識者等からの意見(「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」)

教育委員会では、平成27年11月に学識経験者や保護者代表、医療・福祉・労働・学校関係者から構成される「北九州市特別支援教育の在り方検討会議」(以下「在り方検討会議」という。)を設置しました。

(1) 各構成員からの意見

各構成員の様々な経験や専門的な見地に基づく意見を伺うことにより、本市の特別支援教育における課題を洗い出すとともに、中長期的に目指す方向性について検討してきました。

各構成員からは、特別支援学校の再編整備、施設・設備の充実、相談機能の在り方、十分な人材の確保、教職員の研修の充実や専門性の向上、教職員や保護者等に対するサポート体制の在り方、関係機関同士の連携体制の強化、企業の障害者理解の促進に向けた効果的なアプローチ手法の検討、早期支援の充実、義務教育終了後の支援継続の必要性、障害者理解の促進等について意見が出されました。

(2) 企業、特別支援教育コーディネーター及び保護者向けアンケート調査

また、この在り方検討会議に先駆けて、約800社の企業(北九州市及び周辺市町にある従業員50人以上の企業)、各校・園における特別支援教育コーディネーター約300名、そして約3,000名の保護者を対象としたアンケート調査も実施しました。

企業向けアンケートでは、障害者雇用制度等の周知も含めた企業への情報発信の在り方が課題の一つとして明らかとなりました。

特別支援教育コーディネーター向けアンケートでは、他の教職員の意識、子どもの障害特性の見極め、通常の学級の担任や保護者等への助言の在り方等が課題として挙がっており、人員配置や校内支援体制の充実・強化、教職員の研修内容の充実等を期待したいとの回答がありました。

そして、保護者向けアンケートでは、相談窓口の明確化、教員の専門性の向上、施設・設備や校内支援体制の整備、人員配置の充実、通常の学級の教職員や子どもたちの障害者理解の促進などの要望が多くありました。

第3章 「(仮称)北九州市特別支援教育推進プラン」の策定

1. プランの趣旨及び位置付け

第2章で述べた課題等を中長期的に改善していくため、本市の特別支援教育の方向性を掲げた「(仮称)北九州市特別支援教育推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定します。

本プランは、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」で示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付けます。

2. プランの期間

この計画の期間は、平成29年度から概ね10年後を見据えた特別支援教育の目指す方向性を示します。

なお、計画の内容については、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要な応じた見直しを行います。

3. プランの方向性

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級などの場に限定して実施されるものではなく、教育的ニーズのある子どものいる場面全体に関わるものです。

そのためには、教育的ニーズのある子どもの実態把握を適切に行うとともに、「いつでも」「どこでも」「どの学校でも」「どの教職員からも」一定レベルの適切かつ効果的な支援を受けられるよう、全市的な体制を整えていくことが極めて重要です。

平成20年3月に「子どもの未来をひらく教育改革会議」から出された提言「北九州市特別支援教育の充実に向けて」においても、「特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細かな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである」と言及されています。

本市においては、法の趣旨等を十分に踏まえた上で、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に育ち合う教育環境の整備、通常のカリキュラムにおける個別の配慮の充実、市民(教職員や子どもたち、保護者等)の障害者理解の促進、専門的な指導・支援の充実、人材の育成、外部人材等の活用等に取り組み、インクルーシブ教育システムの構築及び共生社会の実現に結び付けていきます。

こうした取組を踏まえて、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実や子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成につなげていきます。

また、子どもたちや保護者、市民に対して、互いの人格や多様性、個性を尊重することの大切さを伝え、障害者理解を促進し、誰もが学びやすく、生活し

やすい環境を整備していくことにより、共生社会の形成に結び付けていきたいと考えています。

4. 「5つの視点」

今後の取組の中核として、大きく「5つの視点」を設定して、特別支援教育の推進を図っていきます。

【5つの視点】

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実

(2) 相談支援体制の整備（保護者支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（教員養成の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 「OJT」による専門性の継承
- ③ 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーターの養成研修
- ④ 外部人材等の配置・活用

(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備 (多様な学びの場の整備の在り方等)

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

【「5つの視点」を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】

